

岩手県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年3月6日

岩手県監査委員 中 平 均
 岩手県監査委員 平 沼 健
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県食肉衛生検査所	平成19年1月30日	平 沼 健 谷 地 信 子
岩手県環境保健研究センター	平成19年1月30日	平 沼 健 谷 地 信 子
岩手県農業研究センター畜産研究所	平成19年1月30日	中 平 均 菊 池 武 利
岩手県水産技術センター	平成19年1月10日	谷 地 信 子
岩手県立宮古高等看護学院	平成19年1月10日	中 平 均 菊 池 武 利
都南の園	平成19年1月30日	中 平 均 菊 池 武 利
岩手県立宮古高等技術専門校	平成19年1月11日	中 平 均 菊 池 武 利
岩手県立二戸高等技術専門校	平成19年1月23日	中 平 均 菊 池 武 利
岩手県消防学校	平成19年1月30日	平 沼 健 谷 地 信 子
盛岡教育事務所	平成19年1月30日	平 沼 健 谷 地 信 子
釜石教育事務所	平成19年1月24日	平 沼 健 谷 地 信 子
宮古教育事務所	平成19年1月10日	中 平 均 菊 池 武 利
岩手県立盛岡第二高等学校	平成19年1月30日	中 平 均 菊 池 武 利
岩手県立盛岡第三高等学校	平成19年1月29日	菊 池 武 利
岩手県立盛岡第四高等学校	平成19年1月22日	菊 池 武 利
岩手県立盛岡北高等学校	平成19年1月29日	菊 池 武 利
岩手県立盛岡南高等学校	平成19年1月29日	菊 池 武 利
岩手県立不来方高等学校	平成19年1月29日	菊 池 武 利
岩手県立盛岡農業高等学校	平成19年1月30日	中 平 均 菊 池 武 利
岩手県立盛岡工業高等学校	平成19年1月29日	菊 池 武 利
岩手県立紫波総合高等学校	平成19年1月30日	平 沼 健 谷 地 信 子
岩手県立高田高等学校	平成19年1月22日	菊 池 武 利
岩手県立大船渡高等学校	平成19年1月22日	菊 池 武 利
岩手県立大船渡農業高等学校	平成19年1月23日	平 沼 健 谷 地 信 子
岩手県立大船渡工業高等学校	平成19年1月23日	平 沼 健 谷 地 信 子
岩手県立釜石北高等学校	平成19年1月11日	谷 地 信 子
岩手県立遠野緑峰高等学校	平成19年1月11日	谷 地 信 子
岩手県立大槌高等学校	平成19年1月11日	谷 地 信 子
岩手県立山田高等学校	平成19年1月15日	菊 池 武 利
岩手県立宮古高等学校	平成19年1月10日	中 平 均 菊 池 武 利
岩手県立宮古工業高等学校	平成19年1月15日	菊 池 武 利
岩手県立宮古商業高等学校	平成19年1月11日	中 平 均 菊 池 武 利

岩手県立宮古水産高等学校	平成19年1月11日	中 平 均 菊 池 武 利
岩手県立福岡高等学校	平成19年1月22日	菊 池 武 利
岩手県立福岡工業高等学校	平成19年1月23日	平 沼 健 菊 池 武 利
岩手県立浄法寺高等学校	平成19年1月22日	菊 池 武 利
岩手県立一戸高等学校	平成19年1月23日	平 沼 健 菊 池 武 利
岩手県立盲学校	平成19年1月22日	菊 池 武 利
岩手県立青山養護学校	平成19年1月29日	菊 池 武 利
岩手県立松園養護学校	平成19年1月29日	菊 池 武 利
岩手県立盛岡高等養護学校	平成19年1月30日	平 沼 健 谷 地 信 子
岩手県立みたけ養護学校	平成19年1月22日	菊 池 武 利
岩手県立気仙養護学校	平成19年1月22日	菊 池 武 利
岩手県立宮古養護学校	平成19年1月15日	菊 池 武 利
岩手県立こまくさ幼稚園	平成19年1月30日	中 平 均 菊 池 武 利
岩手県紫波警察署	平成19年1月29日	菊 池 武 利
岩手県釜石警察署	平成19年1月10日	谷 地 信 子
岩手県宮古警察署	平成19年1月11日	中 平 均 菊 池 武 利

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 岩手県立宮古高等技術専門校 寄宿舎料及び寮生私用電気水道料の徴収に当たり、調定していないものが8件、75,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 盛岡教育事務所 単身赴任手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、78,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 釜石教育事務所 期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、147,230円、また、勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、35,724円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 岩手県立宮古高等学校 授業料の減免決定に当たり、減免すべきでない者に対し減免しているものが1件、33,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (5) 岩手県立宮古水産高等学校 授業料の徴収・還付に当たり、減免決定したにもかかわらず所要の手続きをとらずに授業料を徴収していたものが7件、38,400円及び減免決定前に納付した授業料の還付が遅延していたものが9件、57,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。